

2014年1月28日 全12頁

年収1,000万円前後の層に負担増が集中する

平成26年度税制改正大綱（所得税）と家計関連の予算の解説

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 本稿は「平成26年度税制改正大綱」（以下、大綱）のうち所得税に関連する事項と平成25年度補正予算案・平成26年度予算案の家計に関連する事項について解説する。
- 大綱では、現在245万円である所得税の給与所得控除の上限を、平成28（2016）年分の所得税から230万円に、平成29（2017）年分の所得税から220万円に縮小としている。これにより、年収1,000万円超の給与所得者は増税となる。
- 消費税率の引き上げに際して1人あたり1万円（または1.5万円）を給付する「簡素な給付措置」は、現役世帯では、収入が少ない世帯というよりは、むしろ母子世帯・失業中・休業中などの「困難を抱えている状況にある世帯」が主な給付対象になりそうである。一方、公的年金受給者は平均的な年金受給額でも給付対象になりそうである。
- 子育て世帯には子ども1人あたり1万円の「児童手当の臨時増額」が行われるが、児童手当の所得制限となる世帯（片働き4人世帯で年収960万円以上）は対象外である。また、平成26（2014）年度以後に入学する高校生からは高校無償化にも所得制限が行われ、その目安は片働き4人世帯で年収925～930万円程度である。
- 今般の改正では、総じて、片働きで世帯年収1,000万円前後の層に負担増が集中している。

[目次]

税制改正大綱について	2ページ
1. 給与所得控除の上限引き下げ	2ページ
2. 児童手当の臨時増額	5ページ
3. 簡素な給付措置	7ページ
4. 高校無償化の見直し	9ページ
まとめ	12ページ

税制改正大綱について

平成 25 年 12 月 12 日、自由民主党・公明党は「平成 26 年度税制改正大綱」（以後、大綱）を発表した。平成 26 年度の税制改正については、既に平成 25 年 10 月 1 日の時点で、日本再興戦略関連の税制について「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（以後、秋の大綱）を発表している。今後、秋の大綱と「大綱」をもとに政府は税制改正法案を策定し、年明け平成 26 年の通常国会に法案提出される予定である。法案は年度末の平成 26 年 3 月末までに両院で可決され、成立する見込みである。

所得税関連としては、給与所得控除の上限引き下げが主な改正項目として挙げられる。本レポートではこのほか、平成 25 年度補正予算案・平成 26 年度予算案で家計に影響を与える児童手当の臨時増額、簡素な給付措置、高校無償化の見直しについて解説する。

1. 給与所得控除の上限引き下げ

大綱では所得税・住民税の給与所得控除について、以下の観点から、段階的に縮小することとした。

給与所得控除については、税制抜本改革法において、そのあり方について検討することとされている。現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である。このため、当面、特に高所得の給与所得者に係る給与所得控除の見直しを行う。

(出所) 大綱 p. 6

具体的には、現在 245 万円である所得税の給与所得控除の上限を、平成 28 (2016) 年分の所得税から 230 万円に、平成 29 (2017) 年分の所得税から 220 万円に縮小するとしている。

住民税は前年所得に基づいて年度 (6 月～翌年 5 月) に課税されるため、所得税の改正の翌年度から給与所得控除の縮小が行われる。

なお、所得税の給与所得控除については、平成 24 (2012) 年分までは上限がなく、給与収入が年間 1,000 万円を超える場合でも、給与収入が増えるとその 5% が給与所得控除の増加となっていた。平成 25 (2013) 年分より、給与所得控除の上限は 245 万円となり、年収 1,500 万円超の場合、給与収入が増加しても給与所得控除は 245 万円打ち止めとなっている。

大綱の通り改正が行われると、給与所得控除が上限に達する年収が、平成 28 (2016) 年分より 1,200 万円、平成 29 (2017) 年分より 1,000 万円へと順次引き下げられる。

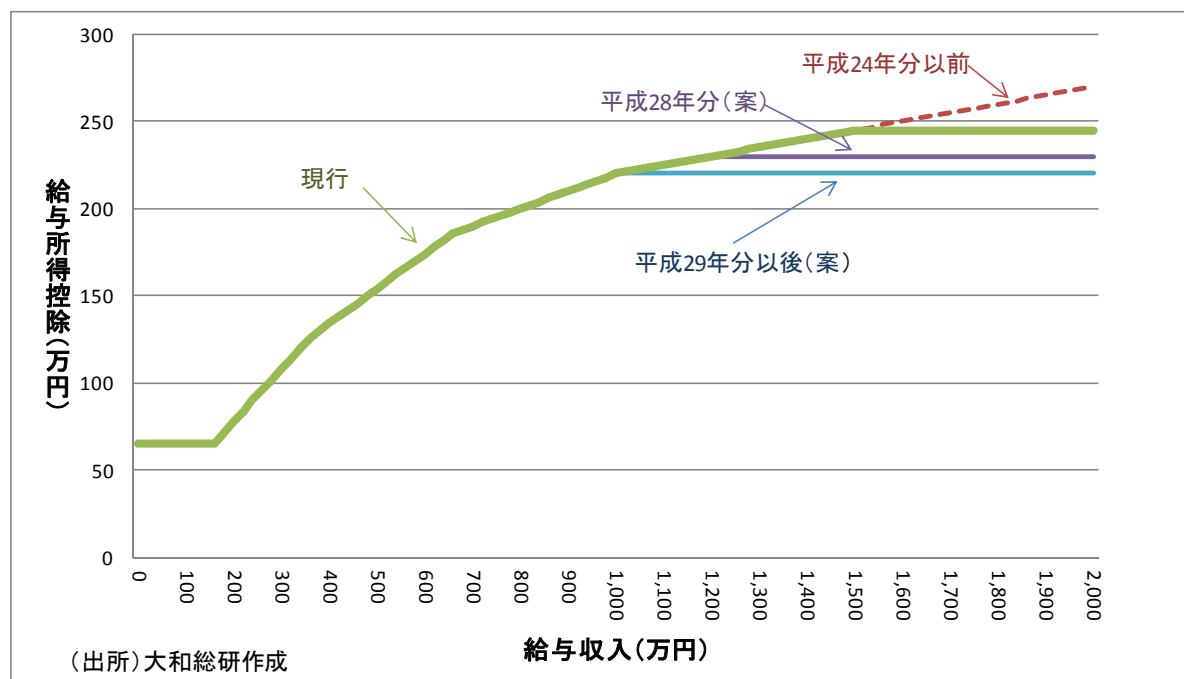
平成 24 年分までの制度、現行制度、大綱による改正案をまとめると、次の図表 1・図表 2 のようになる。

図表 1 所得税の給与所得控除の改正案（表）

給与収入の金額		平成24年分以前	現行(平成25年分～27年分)	改正案(平成28年分)	改正案(平成29年分以後)
	162.5万円以下	65万円(下限)			現行(左記)のまま
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%			
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+18万円			
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+54万円			
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円			
1,000万円超	1,200万円以下	収入金額×5% +170万円 (上限なし)	収入金額×5% +170万円 245万円(上限)	収入金額×5%+170万円	220万円(上限)
1,200万円超	1,500万円以下			230万円(上限)	
1,500万円超					

(出所)大綱等をもとに大和総研作成

図表 2 所得税の給与所得控除の改正案（グラフ）



改正の影響

大綱による改正案は、年間の給与収入が 1,000 万円を超える場合における給与所得控除額を改正するものであるため、年間の給与収入が 1,000 万円以下の場合、改正の影響を受けない。

なお、この給与収入はあくまで個人単位であり、共働きの夫婦が世帯合計で年収 1,000 万円を超えていたとしても、夫婦それぞれの年収が 1,000 万円以下であれば、改正の影響を受けない。

年間の給与収入が 1,000 万円超 1,200 万円以下の場合、改正案により、平成 29 (2017) 年以後、所得税額および復興特別所得税額が増加し、平成 30 (2018) 年度以後、住民税額が増加す

ることになる。

年間の給与収入が1,200万円超の場合、改正案により、平成28(2016)年以後、所得税および復興特別所得税額が増加し、平成29(2017)年度以後、住民税額が増加することになる。

給与収入(年収)が1,200万円と1,500万円の給与所得者を例に、大綱の改正案による税額の変化を試算したものが、次の図表3である。

図表3 大綱の改正案による税負担の増加額の試算

			平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	平成31年 2019年
年収 1,200万円 の給与 所得者	給与所得控除	所得税・ 復興特別所得税	230万円		220万円		
		住民税	230万円			220万円	
	税負担の増加 (現行比)	所得税・ 復興特別所得税	—	—	2.35万円	2.35万円	2.35万円
		住民税	—	—	—	1万円×7/12 =0.58万円	1万円
		合計	—	—	2.35万円	2.93万円	3.35万円
年収 1,500万円 の給与 所得者	給与所得控除	所得税・ 復興特別所得税	245万円	230万円	220万円		
		住民税	245万円		230万円	220万円	
	税負担の増加 (現行比)	所得税・ 復興特別所得税	—	5.05万円	8.42万円	8.42万円	8.42万円
		住民税	—	—	1.50万円×7/12 =0.88万円	1.50万円×5/12 +2.50万円×7/12 =2.08万円	2.50万円
		合計	—	5.05万円	9.30万円	10.50万円	10.92万円

(注)配偶者控除を適用し、子どもはいないか全て16歳未満(扶養控除の適用がないもの)として試算した。表示単位未満四捨五入。
(出所)大綱をもとに大和総研試算

年収1,200万円の給与所得者の場合、平成28(2016)年までは改正案による影響を受けないが、平成29(2017)年には所得税および復興特別所得税が計2.35万円増加する。平成30(2018)年以後は住民税も増加し、新制度(案)に完全移行する平成31(2019)年には、現行と比べ3.35万円、税負担が増加する。

年収1,500万円の給与所得者の場合、平成27(2015)年までは改正案による影響を受けないが、平成28(2016)年には所得税および復興特別所得税が計5.05万円増加する。平成29(2017)年からは所得税および復興特別所得税がさらに増加するとともに住民税も増加し、新制度(案)に完全移行する平成31(2019)年には、現行と比べ10.92万円、税負担が増加する。

年収が1,500万円を超える給与所得者については、平成26(2014)年現在も給与所得控除の改正による負担増の最中にある。年収が2,000万円の給与所得者を例に、現行法による改正と大綱による改正案による税額の変化を試算したものが、次の図表4である。

図表 4 現行法の改正および大綱の改正案による税負担の増加額の試算

年収2,000万円の 給与所得者		平成24年 2012年	平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	平成31年 2019年
給与所得控除	所得税・ 復興特別所得税	270万円	245万円			230万円	220万円		
	住民税	270万円			245万円		230万円	220万円	
給与所得控除の 改正(案)による 税負担の増加 (平成24年比)	所得税・ 復興特別所得税	—	8.42万円	8.42万円	8.42万円	13.48万円	16.85万円	16.85万円	16.85万円
	住民税	—	—	2.50万円×7/12 =1.46万円	2.50万円	2.50万円	2.50万円×5/12 +4.00万円×7/12 =3.37万円	4.00万円×5/12 +5.00万円×7/12 =4.59万円	5.00万円
	合計		8.42万円	9.88万円	10.92万円	15.98万円	20.22万円	21.44万円	21.85万円
給与所得控除の 改正(案)による 税負担の増加 (現行制度比)	所得税・ 復興特別所得税	—	—	—	—	5.06万円	8.43万円	8.43万円	8.43万円
	住民税	—	—	—	—	—	0.87万円	2.09万円	2.50万円
	合計	—	—	—	—	5.06万円	9.30万円	10.52万円	10.93万円

(注)配偶者控除を適用し、子どもはいないか全て16歳未満(扶養控除の適用がないもの)として試算した。表示単位未満四捨五入。
(出所)大綱をもとに大和総研試算

年収 2,000 万円の給与所得者の場合、現行法において、平成 25 年から平成 27 年にかけて、給与所得控除の上限設定による所得税・復興特別所得税・住民税の負担増が行われている。平成 27 (2015) 年時点で、平成 24 (2012) 年と比べて、給与所得控除の改正によって、所得税・住民税・復興特別所得税の合計で 10.92 万円、負担が増えることとなっている。

さらに、平成 28 (2016) 年以後は大綱による改正案の影響を受けることとなり、平成 31 (2019) 年時点では、現行制度と比べて、さらに所得税・住民税・復興特別所得税の合計で 10.93 万円の負担増となる。平成 24 年時点と比べると、現行法による改正と大綱による改正案を合わせて、計 21.85 万円の負担増となる。

このように、年収 2,000 万円の給与所得者は、平成 24 (2012) 年から平成 31 (2019) 年までの 7 年間にわたって、毎年、税負担が増えることになる。

他の年収 1,500 万円を超える給与所得者についても、同様に、7 年間にわたって税負担が増えることになる。

2. 児童手当の臨時増額

平成 25 年 12 月 5 日、「好循環実現のための経済対策」が閣議決定された。

その中で、消費税率引き上げ時における子育て世帯への影響を緩和するための給付措置として、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」を設けることとされ、平成 25 年度補正予算に盛り込まれた。具体的な制度設計は、次の図表 5 の通りである。

図表 5 子育て世帯に対する臨時特例給付措置（児童手当の臨時増額）の概要

支給対象	児童手当の支給対象児童（中学生以下）のいる世帯
支給対象外	以下のいずれかに該当する世帯には支給しない <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当の所得制限を受けている世帯 ・ 「簡素な給付措置」を受ける世帯（重複支給はしない） ・ 生活保護の被保護者世帯（生活保護制度内で対応）（注 1）
基準日	平成 26 年 1 月 1 日時点で児童手当の支給対象児童であること（注 2）
所得制限	平成 25 年の所得を用いて判定する
支給額	支給対象児童 1 人あたり 1 万円（月額ではなく、1 回きりの支給）
支給時期	自治体によるが、平成 26 年 10 月の児童手当支給時とする自治体が多いものと思われる（7 ページ脚注 2 参照）

（注 1）平成 26 年 4 月より、消費税率引き上げの影響も考慮し、生活扶助基準等の改定が行われる。

（注 2）平成 26 年 10 月に支給される通常の児童手当は、平成 26 年 3 月に中学校を卒業する子ども（のいる世帯）には支給されないが、この子ども（のいる世帯）についても 1 万円の臨時増額分だけは支給されることになる。

（出所）厚生労働省「子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方」（平成 25 年 12 月 6 日）等をもとに大和総研作成

児童手当の支給対象児童（中学生以下）のいる世帯に対して、支給対象児童 1 人あたり 1 万円が支給されるため、意味合いとしては、児童手当が臨時増額されるものと言ってよい（以後、児童手当の臨時増額（分）とする）。

児童手当の臨時増額にも通常の児童手当と同様に所得制限が設けられ、通常の児童手当の所得制限を受ける場合は臨時増額も支給されない。

この通常の児童手当の所得制限基準は次の図表 6 に示される。例えば、配偶者と子ども 2 人を扶養している（扶養親族等が 3 人いる）4 人世帯の場合、給与所得のみの場合年収 959 万円以下の範囲で児童手当を満額支給でき、年収 960 万円以上で所得制限を受ける場合は、子ども 1 人あたり原則月 1 万円の給付は月 0.5 万円に減額される。夫婦共働きの世帯の場合、夫婦の合計所得で判定するのではなく、夫婦のうち所得の多い方が図表 6 の基準内であれば、児童手当は満額支給される¹。

¹ 児童手当の所得制限の仕組みや給付対象等について、詳しくは拙稿「新旧児童手当、子ども手当と税制改正の Q&A」（2012 年 5 月 14 日発表）を参照。

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/12051401tax.html>

図表 6 児童手当の所得制限基準（下表の範囲内の場合、児童手当は満額支給される）

扶養親族等の 人数(注1)	総所得金額等 (注2)	給与所得のみの場合 年収換算
1人	668万円未満	875万円以下
2人	706万円未満	917万円以下
3人	744万円未満	959万円以下
4人	782万円未満	1,002万円以下

(注1) 配偶者控除を適用している配偶者も「扶養親族等」の人数に数える。

(注2) 総所得金額等とは、「総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得金額、土地等に
係る短期譲渡所得金額、土地等に係る長期譲渡所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、条約適用
利子の額、条約適用配当の額」の合計額である。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

臨時増額分の児童手当の給付時期は、自治体の任意とされている。ただし、所得制限の判定や給付の事務負担などを考慮すると、多くの自治体においては平成 26 年 10 月の児童手当の支給時に臨時増額分も合わせて給付するものと考えられる²。

3. 簡素な給付措置

平成 25 年 10 月 1 日、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」が閣議決定された。その中で、消費税率引き上げ時の逆進性・低所得者対策として、「簡素な給付措置」が設けられることとされ、平成 25 年度補正予算に盛り込まれた。

「簡素な給付措置」の概要は次の図表 7 の通りである。

図表 7 「簡素な給付措置」の概要

支給対象	市町村民税均等割が非課税である者
支給対象外	以下のいずれかに該当する世帯には支給しない ・市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等 ・生活保護の被保護者世帯（生活保護制度内で対応）
基準日	平成 26 年 1 月 1 日
判定基準となる所得	平成 26 年度分の市町村民税均等割が課税されるか否かを用いて判定する →平成 25 年における所得が判定基準となる
支給額	1 人あたり 1 万円（月額ではなく、1 回きりの支給）

² 臨時増額分については平成 25 年分の所得により所得制限を行うこととされている。通常の児童手当の支給月は 2 月・6 月・10 月の年 3 回であるが、平成 26 年 6 月の児童手当の支給時まで、平成 24 年分の所得情報をもとに所得制限が行われている。このため、平成 25 年分の所得情報をもとに通常の児童手当の所得制限が行われる平成 26 年 10 月の支給時に、臨時増額分を支給する自治体が多いものと考えられる。

	ただし、公的年金等受給者・児童扶養手当（注）などの受給者については、0.5万円を加算し、1人あたり1.5万円
支給時期	自治体によるが、平成26年6月以後となる自治体が多いものと思われる

（注）高校生以下の子どもを育てる一定所得以下の母子世帯・父子世帯などに対する給付。児童手当と併給可。

（出所）厚生労働省簡素な給付措置支給業務室「簡素な給付措置支給業務に関する全国説明会資料」（平成25年11月21日）等をもとに大和総研作成

支給対象は市町村民税均等割が非課税である者とされているが、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等には支給されない。

「簡素な給付措置」の支給対象となる市町村民税均等割が非課税となるのは、障害者・未成年者・寡婦・寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の人のほか、前年の所得が次の図表8の基準以下となる人である³。

図表8 市町村民税非課税となる基準（表記の所得・収入以下なら非課税となる）

控除対象配偶者と 扶養親族の 合計人数	合計所得金額(万円)			給与所得のみの 場合の年収(万円)			65歳以上で公的年金 のみの場合の年収(万円)		
	生活保護基準の級地区分			生活保護基準の級地区分			生活保護基準の級地区分		
	1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地
0人(なし)	35	31.5	28	100.0	96.5	93.0	155.0	151.5	148.0
1人	91	81.9	72.8	156.0	146.9	137.8	211.0	201.9	192.8
2人	126	113.4	100.8	205.7	187.7	168.0	246.0	233.4	220.8
3人	161	144.9	128.8	255.7	232.7	209.7	281.0	264.9	248.8
4人	196	176.4	156.8	305.7	277.7	249.7	316.0	296.4	276.8

（出所）地方税法等をもとに大和総研作成

表中の1級地～3級地というのは、生活保護基準の級地区分であり、1級地はいわゆる都心部の市町村、3級地はいわゆる農村部の市町村、2級地はその中間である。居住している市町村がどの級地に該当するかにより市町村民税非課税となる基準の所得が異なる。

例えば、配偶者と子ども2人を扶養している（扶養親族等が3人いる）4人世帯の場合、市町村民税非課税となるのは、給与所得のみの場合、1級地では年収255.7万円以下、2級地では年収232.7万円以下、3級地では年収209.7万円以下となる。総務省「家計調査」（平成24年）では、勤労者が1人のみの夫婦と子ども2人の4人世帯のうち、年収が250万円に満たない世帯は1.06%であり、年収300万円未満でも3.44%であり、この基準を満たす世帯はかなり少ないだろう。

扶養親族等がない単身世帯の場合は、1級地でも年収100.0万円を超えていれば市町村民税均等割の課税対象となるため、1年を通じて働いていれば、住民税均等割非課税となることは少

³ 生活保護法による生活扶助を受けている人も住民税均等割非課税だが、消費税率引き上げ時の対応は生活扶助の支給額の調整により行うため、「簡素な給付措置」の対象外とされている。

ないだろう。

母子世帯の場合、年間就労収入が平均 181 万円と少なく、市町村民税均等割非課税となるケースが比較的多そうである⁴。なお、「簡素な給付措置」を受給する場合は、児童手当の臨時増額は受給できなくなるが、制度上児童手当の臨時増額よりも「簡素な給付措置」の金額が多くなる仕組みとなっている⁵。

現役世帯で市町村民税均等割非課税の基準を満たすのは、単に収入が低い世帯というよりは、母子世帯であったり失業中や休職中であつたりなどの事情により「困難を抱えている状況にある世帯」と言えそうである⁶。

一方、例えば、配偶者を扶養する 65 歳以上の公的年金受給者で収入が公的年金のみの場合、自身の年金額が、1 級地では年 211.0 万円以下、2 級地では 201.9 万円以下、3 級地では 192.8 万円以下であれば、市町村民税均等割非課税となる。

現役世帯の給与所得控除が最低 65 万円であるのに対し、65 歳以上の公的年金受給者の公的年金等控除は最低 120 万円と金額が大きい。このため、扶養人数が同じでも現役世帯より高齢者世帯の方が住民税均等割非課税となる基準年収が高くなる、高齢者に有利な制度設計となっている。

公的年金受給中の高齢者世帯の場合は、この基準を満たす世帯はかなり多いものと考えられる。日本年金機構の統計⁷によると、平成 24 年度末現在の厚生年金の老齢給付の受給額の平均は基礎年金部分を含み、年換算で 182 万円である。厚生年金の老齢給付の受給額が平均値の場合、配偶者を扶養していれば市町村民税均等割非課税の要件を満たすことになる。このため、公的年金受給中の高齢者世帯の多くは「簡素な給付措置」が支給されると考えられる。

4. 高校無償化の見直し

高校無償化見直し法の成立

平成 25 年 11 月 27 日、高校無償化見直し法⁸が参議院にて可決・成立し、12 月 4 日に公布された。

これまでの高校無償化制度は、国から高校に対して、生徒 1 人あたり原則月 9,900 円（年 11 万 8,800 円）の就学支援金を支給し、これと高校が生徒（保護者）から徴収すべき授業料等を相殺する制度であった。公立高校については授業料が月 9,900 円であったため、この制度によ

⁴ 厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査結果報告」による。なお、同調査による父子世帯の年間就労収入は平均 360 万円であり、父子世帯は「簡素な給付措置」の対象となるケースは比較的少ないだろう。

⁵ 児童手当の臨時増額は子ども 1 人あたり 1 万円だが、「簡素な給付措置」の場合は子どもだけでなく世帯全員に 1 人あたり 1 万円（加算により 1.5 万円となる場合もある）である。

⁶ ひとり親世帯に支給される児童扶養手当、いわゆる失業手当、健康保険から支給される傷病手当金などは非課税であるため、これらが給付されても住民税均等割の非課税を判定する際の所得には含まれない。

⁷ 日本年金機構「日本年金機構の主要統計(平成 24 年度版)」(平成 25 年 8 月 21 日公表)

⁸ 正確には、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」

って生徒全員授業料が無償となり、私立高校については授業料が月 9,900 円減額となった。

高校無償化見直し法は、平成 26（2014）年度以後に高校に入学する生徒について、この就学支援金の支給について所得制限をかけ、一定所得以上の世帯の生徒については対象外とするものである。したがって、所得制限の対象となった生徒については就学支援金が支給されないため、公立高校については月 9,900 円の授業料を徴収し、私立高校については授業料を他の生徒よりも月 9,900 円増額して徴収することとなる。

すなわち、家計にとっては、高校無償化の所得制限を受けた場合、高校生 1 人につき、月 9,900 円（年 11 万 8,800 円）負担が増加することになる。

この所得制限によって捻出された財源については、一定所得以下の世帯の私立高校の生徒の授業料等に対する支援や、新たに創設する「奨学のための給付金制度」（仮称）の財源に充てるものとしている。

所得制限の基準値

高校無償化の所得制限の基準値は、政令で定めるものとされているが、文部科学省の「高等学校等就学支援金について」（平成 25 年 12 月 27 日付）⁹によると、**夫婦合計**の市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円以上の場合、所得制限の対象となることとされている。夫婦のうち多い方の所得で判定する児童手当と異なり、高校無償化については**夫婦合計**の市町村民税所得割額で判定することとする模様である。

前述の通り、児童手当は「夫婦のうち多い方の所得」で所得制限の有無を判定しているため、極端な場合、世帯年収 1,000 万円の片働き 4 人世帯は所得制限の対象になる一方、夫婦ともに年収 900 万円を稼ぐ世帯年収 1,800 万円の共働き 4 人世帯では所得制限の対象にならないなど、共働き有利の制度設計となっていた。

「子のうち 1 人が高校生で、他は全て中学生以下」か、「子が高校生の 1 人のみ」の場合、一般的な社会保険料率をもとにした高校無償化の所得制限ラインの試算は図表 9 の通りである。

図表 9 高校無償化の所得制限ラインとなる世帯年収

	片働き	925万円～930万円程度
共働き	夫婦の年収が同じ	1,030万円～1,040万円程度
	一方の年収が100万円	1,025万円～1,030万円程度

(注)「子のうち1人が高校生で、他は全て中学生以下」か「子が高校生の1人のみ」の場合。

(出所)大和総研試算

⁹ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1342886_01.pdf

文部科学省は、「保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安」¹⁰の所得制限の基準年収を910万円程度としている。これは社会保険料率を10%とし¹¹、生命保険料控除を考慮していないものと考えられる。この前提で試算すると所得制限ラインは910万円程度になる。

本稿では社会保険料率について、協会けんぽ加入で介護保険料も含むもの(社会保険料率は平成24年¹²の合計14.51%)とし、生命保険料控除を3.5万円としたところ、「925万円～930万円程度」となった。

加入している健康保険組合や介護保険に加入しているか否か(40歳以上か否か)、生命保険料控除の適用額などにより所得制限ラインは若干変動するものと言える。

なお、「夫婦合計の市町村民税所得割」で所得制限を判定するため、共働きの世帯の場合は、片働きの世帯の場合より100万円程度世帯年収が高くとも所得制限の範囲内に収まる。

まず、自身に市町村民税所得割が課されない程度の収入の場合、収入があっても、夫婦合算の市町村民税所得割額には影響を与えない。年収100万円以内であれば市町村民税所得割が課されない¹³ため、100万円以内の配偶者の収入については高校無償化の所得制限を考える上ではノーカウントとなる。このため、夫婦のうち一方の年収が100万円の共働き世帯の場合、世帯年収での所得制限ラインは片働き世帯に100万円を足した、「1,025万円～1,030万円程度」となった。

また、配偶者の年収が100万円を超えている場合であっても、同じ世帯年収であれば、片働きよりも共働きの方が課税所得は少なくなる¹⁴。このため、夫婦の年収が同じと仮定して試算を行ったところ、図表9に示したように、所得制限となる世帯年収は「1,030万円～1,040万円程度」と、片働きの世帯よりも100万円程度世帯年収が高くとも所得制限の範囲内に収まることとなった。

児童手当ほど極端な制度設計ではないが、高校無償化の所得制限についても、やはり共働き有利の制度設計と言えよう。

¹⁰ 文部科学省「高等学校等就学支援金について」(平成25年12月27日付)

¹¹ 財務省が所得税の課税最低限や年収別の税額などを計算する際には、年収が900万円以下の場合、社会保険料控除の額を給与収入の10%として算出する簡便な方式が用いられている。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/043.htm

¹² 平成26年4月の時点では平成26年度の住民税額が決定されていないため、所得制限には平成25年度の住民税額が用いられるものと考えられる。平成25年度の住民税額は、平成24年の所得により決定されるため、社会保険料率は平成24年のものを用いた。

¹³ 自治体によっては市町村民税均等割が課される場合もあるが、これは高校無償化の判定には影響を与えない。

¹⁴ 給与所得控除は個人単位の年収が低いうちは大きく増え、個人単位の年収が高くなるとあまり増えなくなる性質を持つ。このため、同じ世帯年収の場合、片働きより共働き(の夫婦合算)の方が給与所得控除が多くなり、課税所得が少なくなる。詳しくは、花輪陽子・是枝俊悟『大増税時代を生き抜く共働きラクラク家計術』(朝日新聞出版、2012年)を参照。<http://www.dir.co.jp/publicity/edit/book/20121113.html>

まとめ

消費税率が引き上げられる際、公的年金受給中の世帯、母子世帯や失業中・休業中などの「困難な状況を抱えている世帯」、中学生以下の子どもがいる世帯などについては、簡素な給付措置または児童手当の臨時増額により一定の配慮が行われることとなった。

一方で、年収 1,000 万円前後から増税の対象とし、給付については対象外とする改正が相次いで行われることとなった。児童手当で所得制限を受ける世帯（片働き 4 人世帯で年収 960 万円以上）では児童手当の臨時増額も受けられない。高校無償化にも所得制限が設けられ、片働きの世帯で年収 925～930 万円程度を超える場合は高校の授業料が引き上げられる。年収 1,000 万円を超える給与所得者については、給与所得控除の縮小により所得税・住民税が増税となる。

また、同じ世帯年収 1,000 万円前後であっても、共働きで夫婦合計で世帯年収が 1,000 万円前後となる場合については、これらの改正の影響を受けない場合が多い。児童手当と高校無償化はいずれも共働きの方がより世帯年収が多くとも所得制限を受けないよう制度設計されており、給与所得控除の改正についても個人単位の年収が 1,000 万円以下であれば、世帯年収が 1,000 万円を超えていても影響を受けない。

今般の改正では、総じて、片働きで世帯年収 1,000 万円前後の層に負担増が集中しているものと言えるだろう。

【以上】